

国立大学法人東京農工大学における特定の専門分野に従事する職員就業規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学における特定の専門分野に従事する職員就業規則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>(雇用の期間)</p> <p>第3条 専門職員の雇用期間は、その業務及び分野に応じて、3年を超えない範囲内で定めるものとする。</p> <p>2 専門職員の雇用期間は、前項にかかわらず、学長が特に必要と認めた場合、当初の採用日から3年に達する日を超えて、更に<u>3年</u>を超えない範囲内において更新することができるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(退職手当)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 退職手当の額は、第6条の規定により受けることとなる俸給月額を基礎として、国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程(以下「職員退職手当規程」という。)第3条第2項に規定する割合の100分の75を乗じて得た額に専門職員に定められた<u>一週当り</u>の勤務時間を40で除して得た割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>本則</p> <p>(労働契約の期間及び契約更新)</p> <p>第3条 専門職員の労働契約の期間は、その業務及び分野に応じて、3年を超えない範囲内で定めるものとする。</p> <p>2 専門職員の労働契約は、前項にかかわらず、学長が特に必要と認めた場合、当初の採用日から3年に達する日を超えて、更に<u>2年</u>を超えない範囲内において更新することができるものとする。</p> <p>(期間の定めのない労働契約への転換)</p> <p><u>第3条の2 専門職員が労働契約法(平成19年法律第128号)第18条第1項に該当することとなる場合は、前条の規定にかかわらず、現に締結されている労働契約の期間が満了する日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換するものとする。</u></p> <p><u>2 期間の定めのない労働契約の転換に関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p><u>第3条の3 前条の規定により期間の定めのない労働契約に転換した専門職員については、引き続きこの規則を適用するものとする。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、第3条の規定は、適用しない。</u></p> <p>(退職手当)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 退職手当の額は、第6条の規定により受けることとなる俸給月額を基礎として、国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程(以下「職員退職手当規程」という。)第3条第2項第1号に規定する割合の100分の75を乗じて得た額に専門職員に定められた<u>1週間当たり</u>の勤務時間を40(1週間当たりの勤務時間が38時間45分の者にあつては、<u>38.75</u>)で除して得た割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>	

附 則 (25 経教規則第9号)

この規則は、平成25年4月1日(以下「施行日」という。)から施行し、改正後の第3条第2項の規定は、施行日以降に採用される者に適用する。